外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護　「湘南の街」

重 要 事 項 説 明 書

1　事業所の概要

事 業 所 名	湘南の街		
所　在　地	平塚市御殿２−１７−４２		
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	特定施設入居者生活介護	1472001567 号	
管理者及び連絡先	サービスの種類	氏　　名	連　絡　先
	特定施設入居者生活介護	益井　正純	0463-31-6979
定　　員	６０名		

2　当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　伸生会
代表者名	大畑　直裕
所在地・電話	平塚市御殿２−１７−４２ ０４６３−３５−３４４０ 昭和２８年７月７日法人設立
業務の概要及び関連施設	平塚特別養護老人ホーム　昭和４９年６月１日開所 介護老人福祉施設　定員６７名 短期入所生活介護　定員　６名
	平塚養護老人ホーム　　昭和４４年８月１日開所 介護保険対象外サービス　定員６０名 短期入所生活介護　定員　定員９名 湘南の街訪問介護ステーション　平成２４年１０月１日開所
	伸生会デイケアセンター　平成元年４月１日開所 通所介護　定員３０名 居宅介護支援
	平塚市地域包括支援デンターごてん（市の委託事業） 平成１８年４月１日開所
	いきいきデイサービス　　平成１８年６月１日開所 認知症対応型通所介護　定員９名
	平塚市地域包括支援センターまつがおか（市の委託事業） 平成２９年４月１日開所

（業務の概要及び関連施設）	伸生会ケアセンターまつがおか 居宅介護支援事業所まつがおか　令和元年６月１日開所 うんどう・デイ・まつがおか　令和元年７月１日開所
	大磯町東部地域包括支援センター（町の委託事業） 令和５年４月１日開所
	学童保育 伸生会金目っ子クラブ　令和３年４月１日開所 伸生会金目っ子クラブ２ｎｄ　令和５年４月１日開所 伸生会岡崎っ子クラブ　令和５年４月１日開所 伸生会岡崎っ子クラブ２ｎｄ　令和５年４月１日開所

３　当事業所が、提供するサービスについての相談窓口

電　　話　　０４６３－３１－６９７９

担当窓口　　神奈川県平塚市御殿２丁目１７－４２

※　ご不明な点は、なんでもご相談ください。

４　事業所の職員体制等

職　　種	従事するｻｰﾋﾞｽの種類、業務	人　　員
管理者	事業所全体管理	１名（常勤　１名　非常勤　名）
生活相談員	各サービスの相談等	１名（常勤　１名　非常勤　名）
看護職員	健康管理及びリハビリ担当	１名（常勤　１名　非常勤　名）
介護職員	介護担当	２１名（常勤　１４名　非常勤　７名）
機能訓練指導員		１名（常勤　１名　非常勤　名）
計画作成担当者	施設介護計画作成	１名（常勤　１名　非常勤　名）

５　営業時間

サービス種類	平日	土曜日	休祭日
特定施設入居者生活介護	8：30～20：00	8：30～20：00	8：30～20：00

６　サービスの内容

（１）基本サービス

ア　特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

イ　利用者の安否の確認

事業所の従業者により、利用者の日常における心身の状況について、常に気配りをいたします。

ウ　生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

（２）受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき、当事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

指定訪問介護	湘南の街　訪問介護ステーション	神奈川県平塚市御殿２丁目１７－４２
指定通所介護	伸生会デイケアセンター	神奈川県平塚市御殿２丁目１７－４２
地域密着型認知症対応型通所介護	いきいき	神奈川県平塚市南豊田６－１
指定居宅介護事業所（福祉用具）	へいあん	神奈川県平塚市桜ケ丘１－３５
株式会社メディケアー		神奈川県藤沢市藤沢１０２７

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて、当事業所がその都度、委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

※指定訪問リハビリテーション

（３）設備の使用、手続き及び介護サービス等

ア　居室

当事業所の居室は原則個室です。

入居後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合があります。

◎　居室移動に関する事項

(ｱ)　利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。

ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、当事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

①　日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

②　現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

③　より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき

④　その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

(ｲ)　当事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

(ｳ)　居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。

(ｴ)　当事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。

(ｵ)　当事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。

(ｶ)　居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してくだい。その費用は利用者の負担とします。

イ　介護サービス等

①　食事

朝食　　７：３０　～　８：００

昼食　１２：００　～　１２：２０

夕食　１８：００　～　１８：２０

・　食事は利用者の心身の状況に合わせて提供致します。

・　医師の指示による食事の提供を行います。

②　食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

③　入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業

者へ相談してください。

④　その他日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑤　機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

⑥　健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院へ外来通院をして頂きます。また、原則毎週１回（月４回まで）、医務室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。なお、嘱託医以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。（介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。）

⑦　要介護区分に応じて提供する標準的な介護サービスの内容

＜要介護１＞

安否確認
起床介助
食堂誘導
リネン交換・居室清掃・入浴介助・洗濯
就寝介助
買物代行・同行

＜要介護２＞

安否確認
起床介助
食堂誘導
リネン交換・居室清掃・入浴介助・洗濯
就寝介助
買物代行・同行

＜要介護３＞＜要介護４＞＜要介護５＞

安否確認
起床介助
食堂誘導
リネン交換・居室清掃・入浴介助・洗濯
就寝介助
買物代行・同行

＊その他要介護度を問わず、ご本人希望及び、必要に応じて追加するサービス

◎外部通所介護、外部認知症通所介護

安否確認・・・基本サービス利用

起床介助・・・訪問介護
ご利用者様の状況に応じて身体介護でのサービスを提供致します。

就寝介助・・・訪問介護
ご利用者様の状況に応じて身体介護でのサービスを提供致します。

リネン交換・居室清掃・・訪問介護

ご利用者の状況に応じて生活援助でのサービスを提供致します。

食堂誘導・・・訪問介護

ご利用者の状況に応じて身体介護でのサービスを提供致します。

（４）その他のサービス

ア　有料サービス

・理美容

毎月、理美容の機会を設けております。実費負担にてご利用頂けます。ご希望の方は申出ください。（料金は職員がまとめて理美容事業者へお支払い致します）

イ　無料サービス

・所持品の管理

原則として、居室の収納に収まりきる範囲でお願い致します。防災上危険を伴うと職員が判断した場合には、改善の指示をさせていただくこともあります。

・通帳預かりサービス

通帳の保管管理を行い、希望により入金・払い戻しの代行サービスを行います。

・小遣い管理支援サービス

金銭管理の難しいご利用者様に代わり、小遣い帳での金銭管理を行います。

7　外部利用型　特定施設入居者生活介護　「湘南の街」利用料金

（１）　保険が適用される基本料金　（１単位　：　10.45 円）

ア　基本サービス利用料

一日あたりの料金　８４　単位　８７７円

一日あたりの利用者負担　【1 割】　８７円　【２割】　１７５円　【３割】２６３円

イ　受託居宅サービス利用料　（１単位　：　10.45　円）

①　「指定訪問介護」

身体介護が中心である場合（１サービス利用あたり）

							【 1 割 】		【 ２割 】	【３割】
１５分未満の料金	94	単位	982	円	自己負担額：	98	円		196 円	294 円
３０分未満の料金	189	単位	1,975	円	自己負担額：	197	円		395 円	592 円
４５分未満の料金	256	単位	2,675	円	自己負担額：	267	円		535 円	802 円
１時間未満の料金	341	単位	3,563	円	自己負担額：	356	円		712 円	1,068 円
１時間１５分未満	426	単位	4,451	円	自己負担額：	445	円		890 円	1,335 円
１時間３０分未満	511	単位	5,339	円	自己負担額：	533	円		1,067 円	1,601 円

１時間３０分以上については、５４８単位に所要時間１時間３０分から計算して所要時間１５分を増すごとに３６単位を加算した単位です。料金はその単位に１０．４５円を乗じた額、利用者自己負担は料金の１割、２割、３割それぞれの額です。

生活援助が中心である場合（１サービス利用あたり）

						【１割】	【２割】	【３割】
１５分未満の料金	48	単位	501	円	自己負担額：	50 円	100 円	150 円
３０分未満の料金	94	単位	992	円	自己負担額：	99 円	198 円	297 円
４５分未満の料金	142	単位	1,483	円	自己負担額：	148 円	296 円	444 円
１時間未満の料金	190	単位	1,985	円	自己負担額：	198 円	397 円	595 円
１時間１５分未満	214	単位	2,236	円	自己負担額：	223 円	447 円	670 円
１時間１５分以上	256	単位	2,675	円	自己負担額：	267 円	535 円	802 円

通院等乗降介助

						【１割】	【２割】	【３割】
１回の料金	85	単位	888	円	自己負担額：	88 円	177 円	266 円

「指定通所介護」（通常規模型：５時間以上 6 時間未満）

						【１割】	【２割】	【３割】
要介護１の料金	513	単位	5,360	円	自己負担額：	536 円	1,072 円	1,608 円
要介護２の料金	606	単位	6,332	円	自己負担額：	633 円	1,266 円	1,899 円
要介護３の料金	699	単位	7,304	円	自己負担額：	730 円	1,460 円	2,191 円
要介護４の料金	792	単位	8,276	円	自己負担額：	827 円	1,655 円	2,482 円
要介護５の料金	886	単位	9,258	円	自己負担額：	925 円	1,851 円	2,777 円

② 「外部認知症対応型通所介護」単独型(6 時間以上 7 時間未満)

						【１割】	【２割】	【３割】
要介護１の料金	792	単位	8,276	円	自己負担額：	827 円	1,655 円	2,482 円
要介護２の料金	877	単位	9,164	円	自己負担額：	916 円	1,832 円	2,749 円
要介護３の料金	959	単位	10,021	円	自己負担額：	1,002 円	2,004 円	3,006 円
要介護４の料金	1,045	単位	10,920	円	自己負担額：	1,092 円	2,184 円	3,276 円
要介護５の料金	1,130	単位	11,808	円	自己負担額：	1,180 円	2,361 円	3,542 円

③ 「福祉用具事業所」

① へいあんホームケア

② メディケアセンター平塚

必要な用具の選定・相談を受け、個々の状況にあった用具を利用される皆さんに使用していただきます。また、身体状況の変化があった場合については、上記の事業所に訪問依頼し、再検討を行います。

サービスを利用した場合の自己負担

利用者の負担は、サービス費用の１割、２割または３割となります（９割、８割または７割が介護保険から給付されます）。

（２） 介護職員処遇改善加算Ⅰ　８．２％

（３） 特定施設特定処遇改善加算Ⅰ　１．８％

（４） 特定施設ベースアップ等支援加算　１．５％

（５） サービス提供体制強化加算　Ⅰ　２２単位／回(日)

（６） 障害者等支援加算（該当する方のみ）１日につき２０単位

（７）　**新型コロナ感染症に対応するための特例的評価**

全てのサービスについて、2021 年 9 月末までの間、基本報酬に 0.1%上乗せさせていただきます。

（８）　**その他自己負担となるもの（介護保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）**

・　医療機関への通院に要する費用（交通費実費・駐車料金等）

・　その他の実費

理美容代（料金は職員がまとめて理美容事業者へお支払い致します）

（９）　**支払い方法**

当日請求額を利用者名義の湘南農業協同組合金田支所（口座がない場合には新規に開設していただきます。）又は郵便局の口座よりお支払いただきます。

８　緊急時、事故時の対応

事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には医師や家族、市町村等関係機関に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。

事業者は、サービス提供に当たって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合には、この限りではありません。

９　非常災害時対策

非常災害その他緊急事態に備え、災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、年 2 回以上定期的に避難訓練等を行っております。

10　秘密保持

事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者にもらすことはありません。

あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

11　衛生管理

職員の清潔の保持及び健康管理について、必要な管理を行います。また、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

12　職員研修

職員の資質向上を図るために定期的に施設内研修の実施、及び施設外研修の参加を行います。

また、その研修を実務に反映しサービスの質の向上を図ります。

13　サービス内容に関する相談・苦情

①　利用者相談・苦情窓口

担　　当　　吉岡　弘美 ／ 浅倉　翼

電　　話　　０４６３－３１－６９７９

受付時間　　９：００　～　１７：３０（休日も対応致します）

②　その他

事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、苦情解決第三者委員（施設内の所定の場所にも氏名、住所を

掲示してあります。）苦情を伝えることができます。

〇平塚市介護保険課相談窓口

所 在 地　　平塚市浅間町９－１

電　　話　　０４６３－２３－１１１１（代表）０４６３－２１－８７９０（直通）

FAX 番号　　０４６３－２１－９６０２

受付時間　　８：３０　～　１７：００（土日、祭日、年末年始を除く）

〇神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）

所 在 地　　横浜市西区楠町２７番地１

電　　話　　０４５－３２９－３４４７（代表）０４５－３１７－９９５９（直通）

０５７０－０２―２１１０(苦情専用)

受付時間　　８：３０　～　１７：１５(土日、祭日、年末年始を除く)

〇神奈川県社会福祉協議会（県社協）

所 在 地　　横浜市神奈川区沢渡４－２

電　　話　　０４５－３１１－１４２８

受付時間　　８：４５　～　１７：００

○第三者委員（苦情対応処理受付者）

公平中立な立場で、苦情の受付相談に対応していただける委員

真壁　洋道氏　　（電話）０４６３－７１－５９１０

水島　圭一氏　　（電話）０４６３－５８－６６７７

14　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　益　井　正　純

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15　業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16　電磁的記録等

①施設（事業所）及びその従業者は、条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その

他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（受給資格等の確認及び施設入退時の被保険者証への記載並びに②に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。
②施設（事業所）及びその従業者は、条例の規定による交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。

17　サービスの内容から逸脱している、次のことは行うことができません

① ご利用者またはご家族からの金銭・物品・飲食の授受。
② 身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合は除く）

令和　　年　　月　　日

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び契約書別紙並びに本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

「事業所」
所 在 地　神奈川県平塚市御殿２丁目１７番４２号
事業所名　湘 南 の 街

説 明 者　　印

契約書及び契約書別紙並びに本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

「利用者」

住　所　　神奈川県平塚市御殿２丁目１７番４２号

氏　名　　印

ご家族　　印

立会人　　印
（措置機関等）